

平成 31 年度



学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

(学 校 用)

専 修 学 校

ま え が き

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しています。幼稚園から大学まで全国すべての学校を対象に、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費等の基本的事項についてもれなく調査されます。

この「手引」は、専修学校の調査票作成者のために作成したものです。「手引」の説明を熟読して、本調査の意義及び重要性について十分理解の上、所定の調査票を正確に記入・作成して下さるようお願いいたします。



◎ 本年度調査の変更点

なし

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp>) で御覧いただけます。

文部科学省トップページ>「白書・統計・出版物」>「統計情報」>「学校基本調査」

◆調査結果の公表について

8月上旬・・・速報

12月下旬・・・報告書

上記学校基本調査のページの「**結果の概要**」及び「**年次統計・統計表一覧**」で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの「**平成31年度学校基本調査について**」で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで「**質疑応答集（初等中等教育機関，専修学校・各種学校編）**」を閲覧できます。

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ・この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

目次

I	学校基本調査の概要	2
II	調査票の配布, 提出方法	2
III	調査票の作成要領	4
	・調査票記入後の確認事項	7
IV	オンライン調査システムの使用手引 (学校用)	10
I	オンライン調査システムの概要	10
II	オンライン調査システムの使用方法	11
1	ログインの方法	11
2	電子調査票の取得	17
3	電子調査票の入力	19
4	エラーチェック・回答送信	22
5	データの保存, 送信確認	25
6	送信内容の確認, 修正	26
	回答データの送信ができない場合の対処方法	29
	電子調査票のページ構成	30
III	Q&A (よくあるお問い合わせ)	31
	調査票様式	35
	学科コード表	36
	問合せ先	

調査項目の説明・定義については、こちら。

各調査項目で必ず確認していただきたいチェックポイントについては、こちら。

オンライン調査システムの利用方法を分かりやすくまとめています。ログインの方法、調査票ダウンロードの方法など。

オンライン調査システムについての問合せ先などはこちら。

I 学校基本調査の概要

- 1 学校基本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、文部科学省が毎年実施しています。
- 2 基幹統計とは、国勢調査等、行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成19年法律第53号）により定められています。
- 3 調査の結果は次のように利用されています。
 - (1) 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
 - (2) 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
 - (3) その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 4 全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。
- 5 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

II 調査票の配布、提出方法

1. 調査票が配布される学校

- (1) この調査票が配布される学校は、学校教育法第124条に規定する次の学校です。
 - ① 国立の学校…国立大学附属の専修学校（医療関係のみ）及び文部科学省以外の省庁が設置する専修学校
 - ② 公立の学校…職業能力開発促進法、農業改良助長法等他の法律の規定により設置された職業訓練機関以外の学校
 - ③ 私立の学校…学校教育法第124条に規定する専修学校として都道府県知事の認可を受けている学校

2. 調査票の提出等

(1) オンライン調査システムによる提出の場合

調査書類の配布

「調査の手引」、調査対象者ID等、システム利用に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布されたID等を用いてシステムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用手引きについては10ページ以降を参照ください。

なお、本手引は文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」
→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成31年度学校基本調査について」

調査票の提出

報告者、調査期日、作成単位、提出期日等は、3ページの表のとおりです。電子調査票に調査データを入力し、回答データの送信をもって調査票の提出となります。

(調査書類の配布系統)

国立の学校

(国立大学附属)

文部科学省 → 大学本部事務局 → 各附属学校

(文部科学省以外の省庁設置)

文部科学省 → 文部科学省以外の省庁設置の各国立学校

公立の学校

都道府県又は市町村 → 各公立学校

私立の学校

市町村 → 各私立学校

※国立学校の場合、調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。

(電話 03-5253-4111 内線 2264・2265)

※公立学校の場合、都道府県によっては、調査書類の配布、収集の系統等を変更している場合があります。提出方法は、都道府県又は市町村の統計主管課の指示に従ってください。

(2) 紙の調査票による提出の場合

学校調査票の配布、作成、提出先、提出期日等については、次の表のとおりです。

区 分	国立学校	公立学校	私立学校
配布部数	国立大学附属— 調査票の作成単位ごとに 4 部 その他— “ ” 3 部	調査票の作成単位ごとに 4 部	
配布経路	国立大学附属— 大学事務局を通じて その他—文部科学省から直接	都道府県又は市町村	市町村
報告者	校長		
調査期日	5 月 1 日		
作成単位	本校・分校別		
提出部数	1 部	3 部	
提出先	国立大学附属— 大学事務局から文部科学省へ その他—文部科学省へ直接	都道府県立—都道府県へ 市町村立—市町村へ	市町村へ
提出期限	5 月 31 日	都道府県知事又は市町村長の定める日	

(注) 1. 国立学校における調査票の配布・提出方法

- ① 国立大学附属の学校については、文部科学省から大学本部事務局に配布し、学校調査票 4 部（文部科学省提出用、都道府県提出用、大学本部控、学校控）を大学本部事務局は各学校に配布します。各学校は、大学本部事務局と連絡を取り、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係宛て調査票 1 部を提出してください。
- ② その他の学校については、学校調査票 3 部（文部科学省提出用、都道府県提出用、学校控）を文部科学省から直接、各学校に配布します。各学校は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係宛て調査票を 1 部提出してください。
- ③ 上記①、②における文部科学省への提出と同時に、同調査票 1 部を当該学校の所在する都道府県の知事部局統計主管課へ送付してください。
調査票の提出及び調査に関し疑義が生じた場合は、文部科学省総合教育政策局調査企画課学校基本調査係に連絡してください。

(電話 03-5253-4111 内線 2264・2265)

2. 公立及び私立学校における都道府県又は市町村への提出方法等は、都道府県によって、調査票の配布、収集の系統等を変更している場合があります。都道府県又は市町村の統計主管課の指示に従ってください。

Ⅲ 調査票の作成要領

調査票の作成に当たっては、以下の説明により正確に記入してください。

1. 数字の記入方法等

- (1) 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の枠目の右側につめて記入する。例えば

--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

3	5
---	---

 のように記入する。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しません。
- (2) 数字は1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、桁目からはみ出さないようにしてください。
- (3) 各調査事項の欄外にある

※	1	0	1	0
---	---	---	---	---

 は、電算処理のために必要なものですので、調査内容と直接の関係はありません。
- (4) その他、都道府県から指示があった場合には、その指示に従って調査票を作成してください。

2. 「都道府県番号」及び「学校調査番号」は次の方法により必ず記入します。

(1) 「都道府県番号」

調査票の欄外にある「都道府県番号」欄は、次の「都道府県番号一覧表」により記入してください。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名		
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

(2) 「学校調査番号」

欄外にあるこの欄には、都道府県から通知された「学校調査番号」を記入します。例えば、4番の場合は「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」と記入します。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と同番号です。

<廃校になった学校について>

平成30年5月2日から平成31年5月1日までの間に廃校になった学校についても、調査票の提出が必要です！

○学校調査票 → 「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白（電子調査票の場合は、メモ欄）に「廃校」とその「年月日」を朱書して（電子調査票の場合は黒字で可）提出してください。また、前年度調査の項目（「7 課程別・学科別の修業年限、生徒数、入学者数及び卒業者数」のうち「生徒数」及び「入学状況」を除く調査項目）に記入漏れがないか、確認してください。

○学校施設調査票 → 提出の必要はありません。

3. 調査事項の説明

- 3 設置者別 } 該当する項の番号を、左下の枠目に記入します
4 本校分校別 }

「設置者別」欄の「準学校法人」とは、私立学校法第64条第4項の規定による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいいます。(これらの法人は学校法人と称していても「学校法人」とせず「準学校法人」とします。)

また、一般財団法人立及び公益財団法人立は、「33 財団法人立」を、一般社団法人立及び公益社団法人立は、「34 社団法人立」を記入してください。

公立大学法人立は、「21 公立」を記入してください。

5 教員数

① 本務、兼務の区別は、原則として辞令面によります。

※公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

② 辞令面ではっきりしない場合は、俸給(給料又はこれらに相当するものを含む。)を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とする(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務としてください。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。)

ただし、本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方のみ記入してください(はっきりしない場合は、本校の調査票に記入します。)

- ③ 同一学校内で2以上の課程を兼任している者は、本務の課程のみに記入し、兼任している課程については、記入しません。この場合の本務・兼務の区別は上記の例によります。
- ④ 本務者には休職者を含めますが、兼務者には含めません。
- ⑤ 通信制の学科の専任の教員(本務者)は、該当する課程の「うち通信制」に人数を再掲します。
- ⑥ 非常勤の講師は兼務者として扱います。

6 職員数(本務者のみ)

すべて辞令面により、本務者のみ記入します。本務者の定義は、教員の場合に準じます。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

7 課程名・学科別の修業年限、生徒数、入学状況及び卒業生数

- ① この欄には、実際に認可を受け又は届出をしている学科(したがって、学則に記載されているもの。)のうち、在学者のいるもの又は前年度間に卒業者のあったものについて、課程別に分けて記入します。生徒数は認可を受け又は届出をしている正規の学科の生徒数を記入します。正規の学科以外の生徒数は記入しないでください。

5月1日現在、学科の設置はあるが生徒が在籍していない場合には、「生徒数」の「男」「女」に「N」を記入します。その際、どちらかの性別の生徒のみを受け入れる学科として設置されている場合には「生徒数」のうち該当の性別のみに、どちらの性別の生徒も受け入れる学科である場合には「男」「女」の双方に「N」を記入します。設置はされていないが、前年度間に卒業者がいるため学科としての回答が必要な場合は、「生徒数」は空欄とします。

* 「N」を入力する場合：設置されている(廃止になっていない)が、在籍生徒がいない学科
→ (例) 募集停止中のため在籍者がいない学科、廃止手続きが完了していない学科

***空欄にする場合：設置されていない（廃止になった）が、回答が必要な学科**

→ **(例)** 廃止になったが前年度間の卒業生を記入する必要がある学科

「学科名」欄には、同一種類の学科であっても、「昼間」と「夜間」の別あるいは修業年限の別があるときは、別の学科として取り扱い、別欄に記入します。

→ **(例)** 和洋裁の学科などで本科2年修了後師範科に1年在籍するような場合で、本科と師範科が別の学科として認可を受け又は届出をしているときは別の学科として取り扱い、また、本科と師範科が一つの学科として認可を受けているか、届出をしている場合、学校で便宜上本科と師範科に分けていても1欄にまとめ、「修業年限」は、本科と師範科の修業年限を合算したものを記入します。

※学科名が「受験・補習」の課程別区分は、「一般課程」となるので記入に当たっては注意してください。

- ② 平成30年度中に各種学校から移行した専修学校において、同年度間に各種学校を卒業した者は、別に「**学校調査票（各種学校）**」を作成し、その「**卒業者数**」欄に記入します。
- ③ 「**卒業者数（平成30年度間）**」の「**計のうち就職者数（再掲）**」欄には、在学中既に職に就いている者で、卒業後も引き続きその職にある場合は、就職者として計上してください。
- ④ 「**単位制・通信制**」の欄は、通信制を除く単位制の学科は「1」を、通信制の学科は「2」を記入します。単位制にも通信制にも該当しない学科は「3」（その他）を記入します。

なお、「単位制・通信制」の欄が「2(通信制)」の場合、当該学科の「学科の昼夜別」欄は「3(その他)」となります。

*「**単位制**」：学校基本法施行規則第183条の2及び専修学校設置基準第27条の規定により、学年による教育課程の区分を設けず、各学年の課程の修了認定を行わない形態。

*「**通信制**」：専修学校設置基準第5条の規定により設置される形態。

- ⑤ 専修学校の正規の課程として認可されておらず、社会教育法により認可されている通信教育の課程は調査の対象外です。

8 「7」の入学者のうち新規卒業生数(再掲)

「7」の入学者のうち、高等課程にあつては、本年3月に中学校、義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者を、また専門課程にあつては、本年3月に高等学校又は中等教育学校（後期課程）を卒業した者をそれぞれ記入します。

9 「7」の入学者のうち就業している者の数（再掲）

「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいいます。自家業・自営業を営んでいる者も含めませんが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含めません。

10 「7」の専門課程入学者のうち大学等卒業生数（再掲）

「7」の入学者のうち、大学、短期大学及び高等専門学校（義務教育（小学校は6年、中学校は3年）の課程から引き続く5年の課程を置く学校（専修学校の専門課程（3年の課程）とは異なります。）を卒業（直前学歴が大学等卒業生である者。新規卒業生であるかどうかを問わない。）して入学した者の数を記入します。なお、入学者が上記区分に重複して該当する場合、最後に卒業した学校種に記入し、重複記入はしないでください。

◎ 調査票記入後の確認事項

学校調査票（専修学校）の記入後、調査票欄外の記載事項及び次の事項により、□にレ点を付けるなどして必ず確認してください。

なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査はシステムが自動的にを行います。

- 「都道府県番号」，「学校調査番号」，「3 設置者別」及び「4 本校分校別」の各欄は、正しい番号が記入されていますか。
- 「5 教員数」欄の「うち通信制」の教員は認可等を受けた通信制の学科がある場合のみ記入していますか。

		5 教 員 数													
		高 等 課 程			専 門 課 程			一 般 課 程							
別	男 女	本務者 (休職者を含む)		兼務者	本務者 (休職者を含む)		兼務者	本務者 (休職者を含む)		兼務者					
		うち通信制	(休職者を除く)	(休職者を除く)	うち通信制	(休職者を除く)	うち通信制	(休職者を除く)							
2	0	1	0	男	1	2	9	3	4	3	1	2			
2	0	2	0	女	3	1	1	2	5	1	2	8			
※	2	0	3	0	計	4	3	2	1	8	5	5	1	1	0

- 本務者（休職者を含む）≧うち通信制 となっていますか。

- 「7 課程別・学科別の修業年限，生徒数，入学状況及び卒業生数」欄の「学科名」，「課程別」，「単位制・通信制」は認可等を受けた名称，区分になっていますか。また，「学科の昼夜別」及び「修業年限」等の記入は正しいですか。
- 単位制（通信制除く）でも通信制でもない通学制の学科はその他（「3」）を記入していますか。
- 「5」，「6」，「7」，「8」，「9」及び「10」の各欄は，内訳と計が一致していますか。※
また，それぞれ該当する課程欄に正しく記入されていますか。
- 設置のある学科について，「生徒数」に「N」もしくは1以上の数字が入っていますか。学科として設置のある限り，「生徒数」には「N」もしくは1以上の数字が必ず入ります。

7 課程別・学科別の修業年限，生徒数，入学状況及び卒業生数																									
学科名 <small>（実際に認可を受け又は届出をしている学科の名称を記入する。）</small>	課程別	学科番号	学科の昼夜別		修業年限 年 月	単位制・通信制	生徒数			入															
			男	女			計	入学定員 (平成30年度)																	
			計	計のうち 春 期 (再掲)																					
電波通信 学科	3	0	1	0	1	1	0	4	1	2	1	1	0	4	2	1	1	0	6	5	0	5	0		
電子工学 学科	3	0	2	0	2	1	0	3	1	2	1	4	7	1	N	5	0	8	2	5	0	2	5	0	
放送芸術 学科	3	0	3	0	3	8	7	0	6	2	1	6	2	N	N	2	0	0	1	0	0				
電子計算 学科	3	0	4	0	3	1	0	5	2	1	6	2													
学科	3	0	5	0																					
学科	3	0	6	0																					
計	※	3	4	0	0	9	9	9	9				5	7	5	2	6	1	4	5	0	0	4	0	0

学科番号は必ず記入してください。分からない場合は本手引の36ページ及び文部科学省のホームページを参照ください。または都道府県統計主管課にお問い合わせください。

- 卒業者はいるが，学科が存在しないことを示します。
- 5月1日現在，学科は存在しているが在籍生徒(男女とも)がいないことを示します。
- 5月1日現在，学科は存在しているが在籍生徒(女)がいないことを示します。
- 下記の「単位制・通信制」の番号により記入します。単位制でも通信制でもない通学制の場合は，その他（「3」）を記入します。
- 下記の「学科の昼夜別」の番号と説明により記入します。
- 下記の「課程別」の番号と説明により記入します。課程の区分は，設置認可されている区分によります。
- 学科数が16以上あり，1枚の調査票では書ききれない場合は，2枚目の調査票を作成します。この場合，2枚目の調査票には「学校の所在地」，「学校名」，「報告者」，「取扱者氏名」，「都道府県番号」及び「学校調査番号」を記入し，学科名の隣の3桁を「316」から書き直して記入します。なお，「計」欄は，2枚目を含めた合計数を1枚目に記入し，2枚目の「計」欄には記入しないでください。

「課程別」の番号と説明

課程別	番号	課程の説明
高等課程	1	中学校を卒業した者を前提とし，それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程
専門課程	2	高等学校を卒業した者を前提とし，それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程
一般課程	3	特に入学資格を定めない課程

「単位制・通信制」の番号

単位制・通信制	番号
単位制 (通信制除く)	1
通信制	2
その他	3

- 「7」「8」「9」及び「10」の同一課程間には必ず下記の大小関係があります。確認してください。※
 - 「春期の入学者数」 ≥ 「入学者数のうち新規卒業者数」
 - 「春期の入学者数」 ≥ 「入学者数のうち就業している者の数」
 - 「専門課程の春期の入学者総数」 ≥ 「「7」の専門課程入学者のうち大学等卒業者数」
 - 「入学定員（計）」 ≥ 「計のうち春期（再掲）」の各項目
- 「10」欄の「高等専門学校」に専修学校高等課程や専門課程（専門学校）を間違えて記入していませんか。

「高等専門学校」は各都道府県に1校程度しかない高等教育機関です。5名以上の人数が計上されている場合、誤りの可能性がありますので注意してください。
- 各欄の数字は、

--	--	--

の中に1字ずつ、右側につめて正しく記入されていますか。※

学 状 況		卒 業 者 数 (平 成 30 度 間)							
		春期の入学者数 (5月1日までに退学した者を除く。)		計		計のうち就職者数(再掲)			
						関係分野に就職した者		その他の分野に就職した者	
春期の入学志願者数	男	女	男	女	男	女	男	女	
	6 2	5 2		4 8	1	4 6			1
3 0 7	2 4 6		2 3 8	4 6	2 0 8	2 9	2 3	1 0	
			3 9	7 3	3 0	2 7	7	3 1	
			5 4	3 8	4 0	2 8	9	5	

- 入学時期が平成31年4月1日から同年5月1日までの学科に入学を志願した者の数を記入します。
 - 「計」のうち入学時期が平成31年4月1日から同年5月1日までの学科の入学定員を記入します。
 - 平成31年度の入学定員総数（入学時期が春秋2回の場合は、その合計数。）を記入します。
- 「計のうち就職者数(再掲)」とは、平成30年度間に卒業して就職した者を記入します。
 なお、在学中既に職に就いている者で、卒業後も引き続きその職にある場合は就職者として扱います。
 「関係分野に就職した者」とは、卒業者が当該専修学校に在学した学科の専門分野と同等又は関連のある分野の職業に就いた場合をいいます。例えば、看護学科を卒業して看護婦として病院に就職した場合等であり、電子計算機学科を卒業して電子計算機関係のセールスに従事しているような場合も含めます。
 「その他の分野に就職した者」とは、上記「関連分野に就職した者」以外で、当該専修学校で履修した学科とは直接関係のない分野に就職した者をいいます。

3 6 9	2 9 8		3 7 9	1 5 8	3 2 4	8 4	3 9	4 7
-------	-------	--	-------	-------	-------	-----	-----	-----

「学科の昼夜別」の番号と説明

昼夜別	番号	昼 夜 別 の 説 明
昼 間	1	昼間에만授業を行う学科。昼間から夜間にかけて授業を行うが、午後5時を境にして、それ以前の授業時数の方が多い場合は、「昼間」とします。
夜 間	2	夜間에만授業を行う学科。昼間から夜間にかけて授業を行う学科で上記「昼間」に該当しない場合は「夜間」とします。
そ の 他	3	上記「昼間」又は「夜間」以外で生徒の選択等により昼間でも夜間でも授業を受けられる場合など。なお、「通信制」の課程の学科の場合は当該欄は「3」を記入します。